

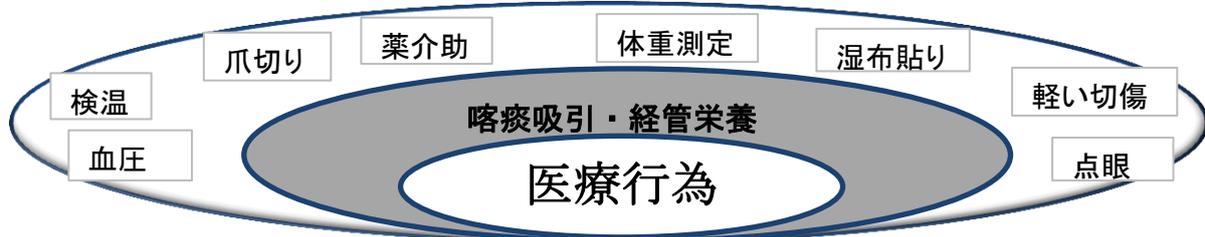
特別養護老人ホーム瀬戸の里における痰の吸引等の現状について

介護福祉士 三尾賢二

はじめに

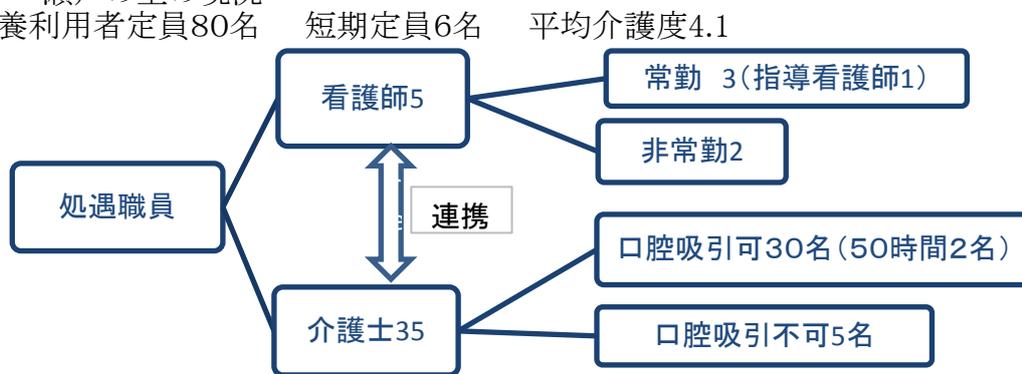
家族が実施する場合は問題とならない吸引などの行為が、特養老人ホームをはじめとする介護分野では、医療行為となりできないことも多い。

爪切り・体温測定などについては、医療行為でないとの基準が示されたが、今回発表のこの口腔内の吸引については医療行為であったがやらなくてはいけない状況となっていた。



現在、一定条件のもと、特別養護老人ホーム職員他介護分野にも認められる行為となったのでその現状を報告する

1 瀬戸の里の現況 特養利用者定員80名



2 過去の状況と問題点 違法？たんの吸引

3 制度としての認定

- ① 特養介護職員限定(自施設のみ・14時間研修)+体制整備⇒**経過措置**
- ② 現行制度(不特定・50時間研修+実施)
法令遵守といえる状態に

4 瀬戸の里での実施状況

- ・指針の整備 ・事業所・職員毎の県知事認定 ・医師の指示書
- ・マニュアル整備 ・委員会設置 ・家族(本人)の同意 など

5 これからの課題

- 職員資格認定研修場所・時間の確保
50時間(1週間)岐阜研修+施設実習(指導看護師いる施設)
- レベル向上による安全確保

